

農地法第4条第8項の規定による協議書

年 月 日

地方農政局長等
(都道府県知事) 殿

協議者名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第8項の規定により協議します。

記

1 協議者の住所	都道府県 郡市 町村 番地										
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり 普通収獲高	耕作者の 氏名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別		
		登記簿	現況								
	郡市町村				m ²						
	計		m ² (田		m ² 、畑		m ²)				
3 転用計画	(1)転用事由の詳細	用 途		事由の詳細							
	(2)施設の利用期間	年 月 日から 年間									
		(3)転用の時期及び 転用の目的に係る 事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)					第2期	合 計	
	名 称			棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積	所要面積	
	土地造成					m ²				m ²	
	建築物					m ²				m ²	
	小 計										
	工 作 物										
	小 計										
	計										
4 予算措置等の状況											
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要											
6 その他参考となるべき事項											

(記載要領)

- 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載する。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

農地法第5条第4項の規定による協議書

年 月 日

地方農政局長等
(都道府県知事) 殿

協議者名

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第4項の規定により協議します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所					職 業			
	譲 受 人		都道府県	都市	町村	番地					
	譲 渡 人		都道府県	都市	町村	番地					
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地目		面積	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域・ 市街化調整区域・その他の 区域の別	
			登記簿	現況				権利の種類	権利者の氏 名又は名称		
	郡 町 市 村			m ²							
	計		m ² (田		m ² 、畑	m ² 、採草放牧地		m ²)			
3 転用計画	(1)転用の目的		(2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
	(3)施設の利用期間		年 月 日から 年間								
	(4)転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期	合 計			
			名 称	棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積	所要面積	
		土地造成				m ²				m ²	
		建 築 物			m ²				m ²		
		小 計									
		工 作 物									
		小 計									
	計										
4 権利を設定し又は移 転しようとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他			
5 予算措置等の状況	設定 移転										
6 転用することによっ て生ずる付近の土地 ・作物・家畜等の被害 防除施設の概要											
7 その他参考となるべき 事項											

- (記載要領)
- 1 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
 - 2 譲渡人が2人以上である場合には、協議書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとする。
 - 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載する。
 - 4 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載する。
 - 5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
 - 6 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

様式第7号の1・第7号の2 -

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所	職 業
譲 受 人			
譲 渡 人			

(別紙2) 協議書の2の欄 協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積 ㎡	10a 当たり 普通収穫高	利用状況	耕作者の氏名
			登記簿	現 況				
計 筆		㎡ (田	㎡、畑		㎡、採草放牧地	㎡)		

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載する。

様式第 7 号の 3

提出先：

法定協議事前調整申出書									
申出年月日 年 月 日 申出者名 担当者及び電話番号									
1 事業計画者	住所								
2 当該計画に係る事業目的					申出に係る権利		(所有権の移転・・・・)		
3 候補地の概要	所 在	都府 市町 大字 道県 郡村							
	位 置	(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)							
	地目別面積 (概要でも可)及び生産状況	田	畑	小 計	採草放牧地	そ の 他	合 計		
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		(生産状況)	(樹園地であるときは、樹種及び生産状況)		(生産状況)				
	候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類の数量(概要)								
4 事業計画	建設計画	期 別	第 1 期	第 2 期	～	～	合 計		
		期 間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月					
		建 物	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²		
		工 作 物	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²		
	取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	m ³		
		排水予定地		排水処理方法		排水日量	m ³		
	道路等関係施設計画								
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	別紙のとおり(別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること)								
6 候補地に関する土地改良事業	事業施行者		事業の種類			候補地に関する面積			
						m ²			
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内		計画区域外				
	都市計画法第 8 条の地域、地区の決定		地域地区の種類						
			決定なし						
8 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項									

(記載要領)

- 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
- 「事業計画」欄には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。(添付書類)
- 事業計画地を表示(事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示)した縮尺 1 / 10,000 程度以上の図面(縮尺 1 / 25,000 以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)

なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。

 - 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - 道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - 計画地の周辺(おおむね直径 1 km 以内の範囲)の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲
- 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図(縮尺 1 / 500~ 1 / 2,000)(申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。)
- その他参考となるべき資料

様式第 9 号の 1

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会受付印

農業委員会会長 殿

届出人



下記によって農地を転用したいので農地法第 4 条第 1 項第 8 号規定によって届け出ます。

記

1 届出人の住所等	住 所								職業	年令	
	市 町 番地 県 郡 村 番 号										
2 土地の所在等	土地の所在				地目	面積	土地所有者		耕作者		
	市町村	大字	字	地番	登記簿 現況		氏名	住所	氏名	住所	
						m ²					
計		m ² (田 m ² 畑 m ²)									
3 転用計画	(1) 転用の目的								届出人訂正欄		
									字 捺 字 捺 字 捺		
	(2) 転用の時期								漢数字を使用する 届出人印		
	工事着工時期		令和 年 月 日								
	工事完了時期		令和 年 月 日								
(3) 転用の目的に係る事業又は施設の概要	事業又は施設の種類				数量 (棟数)	建築面積	所要面積	取水 排水 施設 等	農業委員会確認欄		
									字 捺 字 捺		
4 転用することによって生ずる付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要									届出人は記入しない		
農委第 号 上記による届出については受理し、 年 月 日 にその効力が生じたので、農地法施行令第 3 条第 2 項規定により通知する。 年 月 日 農業委員会会長										農業委員会訂正欄 字 捺 字 捺	
										届出人は記入しない 年 月 日 訂正、再交付	

届出の効力発生日は、届出書が到達した日となる。

様式第 9 号の 1

〔記載要領〕

- 1 法人である場合には、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- 2 「転用の目的に係る事業又施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。
- 3 「2 土地の所在等」には、「地番」と「面積」のみの訂正はできない

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書

農業委員会受付印

年 月 日

農業委員会会長 殿

譲受人

譲渡人



下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定し（移転）したいので、農地法第5条第1項第7号の規定によって、届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名				住 所				職業	年令	
	譲受人											
	譲渡人											
2 土地の所在等	土地の所在				地目		面積	土地所有者		耕作者		
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所	
							m ²					
	計	m ² (田)				m ² (畑)		m ²)				
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の期間		権利の存続期間		その他		届出人訂正欄	
	所有権 賃貸借		設定 移転								字 抹 消 字 そう入	
	使用貸借										漢数字を使用する	
4 転用計画	() 転用の目的				(2) 開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号						届出人印	
	(3) 転用の時期	工事着工時期		令和 年 月 日								
		工事完了時期		令和 年 月 日								
	(4) 転用の目的に係る事業又は施設の概要	事業又は施設の種類の数量 (棟数)		建築面積		所要面積		取水 排水施設等		農業委員会確認欄		
				m ²		m ²				字 抹 消 字 そう入	届出人は記入しない	
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要											届出人は記入しない	
農委第 号 上記による届出についてはこれを受理し、 年 月 日 にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。 年 月 日 農業委員会会長										農業委員会訂正欄		届出人は記入しない
										字 抹 消 字 そう入		
										年月 日 訂正、再交付		

届出の効力発生日は、届出書が到達した日となる。

様式第 9 号の2

〔記載要領〕

- 1 法人である場合には、『氏名』欄にその名称及び代表者の氏名を、『住所』欄にその主たる事務所の所在地を、『職業』欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は『譲受人何某』及び『譲渡人何某外何名』とし、届出書の1及び2の欄には『別紙記載のとおり』と記載して申請することができる。
- 3 転用の目的に係る事業又は施設の概要』欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。
- 4 『2 土地の所在等』については、『地番』と『面積』のみの訂正はできない。

様式第 9号の 1・第 号の 2-

(別紙 1) 届出書の 1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住 所	職業	年令
譲受人				
譲渡人				

(別紙 2) 届出書の 2の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	土地の所在				地目		面積 (㎡)	土地所有者		耕作者	
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
計	筆	㎡ (田				㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)	

(記載要領) 本表は 別紙 1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

農地法施行規則第 5条第 1号で定める農業施設の転用除外の事案の事務処理 について

平成元年 10月 5日 農政第 812号

沖縄県農林水産部長から各農業委員会長あて

最近、農業者が 2アール未満の農地を農作物の育成等のための農業用施設用地に転用する場合には農地法施行規則第 5条第 1号の規定により農地法第 4条の規定による農地転用許可が不要であることを奇貨として一連の転用行為を進める中で他用途に意図的に変更する極めて計画的かつ悪質な事態が発生している。

このような事態は、農地法の励行上はもちろんのこと、県土の計画的、合理的な利用の面から看過し得ないことであります。

このような事態を未然に防止するため、今般、農業委員会における事務処理を別紙のとおり転用事業者により文書を提出させ、それにより事業内容、必要性、規模を把握し許可不要であることを確認することと定めたので、今後はこれにより取り扱われたい。

農地法施行規則 第 5 条第 1 項 → 第 29 条第 1 項

確 認 願

年 月 日

農業委員会会長 殿

届出人 住所
氏名

私が行う下記の転用行為は農地法第 4条の規定に基づく転用許可の必要がないことを確認願います。

記

- 1 農地所在
- 2 地 目 台帳 現況
- 3 面 積 m^2
- 4 利用状況
- 5 耕作者氏名
- 6 転用目的
- 7 建築面積
- 8 所要面積
- 9 転用時期

第 号
年 月 日

上記とおり相違ないことを確認します。

農業委員会会長

印

添付書類は、 土地登記簿謄本 公図 (写) 計画図とする。

一時転用承認願申請書

年 月 日

農業委員会会長 殿

願出人 住所
氏名

下記のとおり一時転用をしたいので承認されたく申請します。

1 目的

2 申請地を選定した理由（事業所等との位置的關係等）

3 当事者の住所、氏名、職業

当事者	住 所	氏 名	印	職 業
借 主				
貸 主				

4 申請地

土地の所在			地 目		面積 (m^2)	利用 状況	耕作者 氏 名	建築 面積 (m^2)	所要 面積 (m^2)
大字	小字	地番	登記簿	現況					

5 転用することによって、生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

6 転用の期間

(年 月 日から 年 月 日まで)

7 添付書類

国、県又は市町村が当該申請地を確保していることが確認できる書面

仮設図（国、県又は市町村が当該公共事業において必要な一時転用の用地を示した図）

・土地契約書等の写しなど

農地の復元計画書

_____ 以下は記入しないでください。 _____

第 号

上記のとおり下記条件を付して承認します。

年 月 日

農業委員会会長

印

承認条件

- 承認の内容と異なった目的、施設に使用しないこと。
- 転用期間内に農地に復元し、復元した時の状況を報告すること。（現場写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件承認書の写しを添付すること。）

年 月 日

申請人 氏名

1 申請人の住所等	住 所				氏 名		職 業		年令
2 当初の転用計画及び許可を受けた土地	転用目的								
	権利の種類	所有権・賃借権・使用貸借権・その他()							
		土地の所在	地番	面積	地目				その他
					登記簿	現況			
		計	m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地		m ²)		
3 許可年月日	年 月 日(沖縄県指令農第 () 号								
4 当初計画に従った事業実施状況									
5 当初計画が遂行できなくなった理由									
6 変更後の転用計画の緊急性及び必要性									
7 変更後の転用計画	転 用 目 的								
	権 利 の 種 類	所有権・賃借権・使用貸借権・その他()							
		第1期 年 月 日～ 年 月 日				第2期 年 月 日～ 年 月 日			
	工 事 計 画	名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積
	土 地 造 成				m ²				m ²
	建 築 物				m ²			m ²	
	工 作 物								
	合 計			m ²	m ²			m ²	m ²
	資 金 計 画								
	取 水 計 画								
	排 水								
	付近の土地・作物家畜等の被害防除施設の概要								
	その他参考となるべき事項								

45

年 月 日

沖 縄 県 知 事

農 地 転 用 事 業 計 画 変 更 承 認 申 請 書									
沖縄県知事 殿					当初計画者氏名 事業承継者氏名				
下記のとお事業計画を変更したいので承認されたく申請します。									
1 申請人の住所等	区 分	住 所			氏 名		年 令	職 業	
	当初計画者								
	事業承継者								
2 当初の転用計画 及び許可を受けた 土地	転 用 目 的								
	権利の種類	所有権 ・ 賃借権 使用貸借権その他 ()							
	土 地 の 所 在	地番	面積	地 目		そ の 他			
				登記簿	現 況				
計		m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地		m ²)			
3 許可年月日	年 月 日 沖縄県指令農第 号)								
4 当初計画に従った 事業実施状況									
5 当初計画が遂行 できなくなった理 由									
6 変更後の転用計 画の緊急性及び 必要性									
7 変更後の転用計 画	転 用 目 的								
	権利の種類	所有権 ・ 賃借権 ・ 使用貸借権 ・ その他 ()							
	工 事 計 画	第 1 期 (年 月 日 ~ 年 月 日)				第 2 期 (年 月 日 ~ 年 月 日)			
		名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積
	土 地 造 成				m ²				m ²
	建 築 物			m ²			m ²		
	工 作 物								
	合 計			m ²	m ²			m ²	m ²
	資 金 計 画								
	取 水 計 画 排 水 計 画								
付 近 の 土 地 ・ 作 物 家 畜 等 の 被 害 防 除 施 設 の 概 要									
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項									

沖縄県指令農第 号	
上記申請のとお承認する。	
年 月 日	沖縄県知事

農地転用事業計画変更承認申請に係る意見書

年 月 日

農業委員会

	住 所		氏 名		職 業	備 考
当 初 計 画 者						
事 業 承 継 者						
当 初 計 画	許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	沖縄県指令農第 号		
	転 用 目 的					
	土 地 の 所 在					
変 更 計 画	変更後の転用目的					
	工 事 計 画	着 工	年 月 日	完 了	年 月 日	
1 許可の取消処分を行っても、旧所有者によって農地として、有効に利用すると認められない理由	農地転用許可基準からみた意見				1 農地の区分	
2 許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失と認められない理由					2 転用目的	適 当 不 適 当
3 変更後の転用事業が変更前に比べて、緊急性及び必要性があると認められる理由					3 計画面積	
4 変更後の事業計画の実現が確実と認められる理由					4 位 置	
5 変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて、同程度と認められる理由					5 用 排 水	
許可地の状況					6 被 害 防 除	
他の法律の許認可関係					7 そ の 他	
総 合 意 見	承 認 不 承 認	意見決定の理由				
変 更 承 認 に あ た り 留 意 す べ き 事 項						

様式第 11号の 4

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名 印

農地転用事業計画変更承認申請書について（進達）

みだしのことについて、別添のとおり申請がありますので、意見を付して進達します。

農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

願出人 住所

氏名

下記の農地の競売（公売）に参加したいので、買受適格者であることを証明願います。

記

1 買い受けようとする農地（採草放牧地）の表示

土地の所在				地目		面積 (m^2)	備考
市町村名	大字	字	地番	登記簿	現況		

2 その他参考事項

- (1) 競（公）売人の住所： _____
- (2) 競（公）売人の氏名： _____
- (3) 競（公）売の時期： _____
- (4) 競（公）売の場所： _____

願出人は、上記願出のとおり買受適格を有することを証明します。

年 月 日

農業委員会会長



(注意) 本証明は発行の日より 1 年間有効とする。

様式第 12号の 1 -

申請書 1 の欄の願出人の氏名等

願出人	氏 名	年 齢	職 業	住 所
譲受人				

申請書 2 の欄の証明を受けようとする土地の所在等

土地の所在				地 目		面積 (㎡)	対価、賃料等 の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者が 登記簿と異 なる場合〕	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
市 町 村 名	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		

農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書（別添）

一般申請記載事項

1 - 1

< 農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係 >

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

< 農地法第 3 条第 2 項第 5 号関係 >

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積（農地・採草放牧地）の状況

特例（集約的に行われる事業等）の該当有無

有 無

「有」の場合は、様式第 1 号 - 添付

〔 経営地 〕

(単位：㎡)

	今回権利 を取得す る土地	所有地		所有地以外の 土地		経営面積 合計 + +
		自作地	貸付地	借入地	貸付地	
田						
畑						
樹園地						
計						
採草放牧地						

〔 非耕作地 〕

		所在・地番	地 目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記	現況		
非 耕 作 地	所有地					
	所有地以外の 土地					

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の括弧書きに該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～のため○年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1 - 2 < 農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係 >

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積 …営農計画書の添付

(2) 大農機具又は家畜

		大農機具				
		耕うん機	トラクター	農薬散布機	草刈機	その他 ()
確保	所有	台	台	台	台	
	リース	台	台	台	台	
導入予定	所有	台	台	台	台	
	リース	台	台	台	台	
資金繰り	資金	該当するものに○を付すこと				
	繰り	自己資金・金融機関からの借入れ・その他()				

家 畜				
乳牛	肉用牛	豚	鶏	その他 ()
頭	頭	頭	羽	

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

- 2 <農地法第 3 条第 2 項第 2 号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載)
その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

- 3 <農地法第 3 条第 2 項第 3 号関係>

信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載)

--

- 4 <農地法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)
権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への
従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の 2 親等内の
親族をいいます。)

- (1) 農作業に従事する者

	氏名	年齢	権利取得者 との続柄	職業	農作業従 事日数	農作業経験 の状況	通作距離 ・ 時間
権利取得者							km・ 分
世帯員等そ の他常時雇 用 (構成員)							km・ 分
							km・ 分
							km・ 分
							km・ 分
							km・ 分
	現在 : 名 ・ 増員予定 : 名 (農作業経験の状況 :)						
臨時雇用	年間延日数 日 年間延人数 現在 : 名 (農作業経験の状況 :) 増員予定 : 名 (農作業経験の状況 :)						

- (2) その者の農作業への従事状況 (該当する期間 (実績又は見込み) を「ー」で示してください。)

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業 (耕うん、播種、施肥、刈取り等) にいつでも従事できる状態にある
ことをいいます。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事 業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事 する期間												

(記載要領)

- 1 農作業経験等の状況の記入例 農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年
- 2 通作距離及び距離は、住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地ま
での平均距離又は時間を記載して下さい。

- 5 <農地法第 3 条第 2 項第 7 号関係>

周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、
権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農
業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等に
ついて記載してください。)

--

- 6 その他参考となるべき事項

--

農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書（別添）

- 一般申請記載事項（経営面積の特例・転貸）

1 <農地法第 3 条第 2 項第 5 号関係>（経営面積の特例の場合のみ記載）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）以下のいずれかに該当する場合は、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- ☐ 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
（「所要の面積」とは、北海道で 2 ha 都府県で 50a です。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）
- ☐ 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

2 <農地法第 3 条第 2 項第 6 号関係>（転貸する場合のみ記載）

転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容 = 、裏作の作付内容 = ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

特殊事由により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、 の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、 の記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の 2 第 1 項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。）
- ☐ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第 11 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 56 条第 2 項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、 の 1 -2（効率要件） 2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- ☐ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、 の 2 (農地所有適格法人要件) 以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の 4 分の 3 以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況

< 農地法第 2 条第 3 項第 1 号関係 >

1 - 1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在 (実績又は見込み)			
権利取得後 (予定)			

1 - 2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3 年前 (実績)		
2 年前 (実績)		
1 年前 (実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2 年目 (見込み)		
3 年目 (見込み)		

< 農地法第 2 条第 3 項第 2 号関係 >

2 構成員全ての状況 (組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し (その有する議決権を記載したもの) を添付してください。)

(1) 農業関係者 (権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への従事状況 (年 月)		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人が農業 (労務管理や市場開拓等も含みます。) を行う期間 : (年 月)

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容（法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容）

議決権の数の合計

関連事業者等の議決権の割合

（留意事項）

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 59 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）のいずれかに基づく認定です
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

< 農地法第 2 条第 3 項第 3 号関係 >

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む。）への従事状況

氏名	住 所	役職	農業への従事状況 (年 月)			
			農作業への常時従事の有無			
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間：（年 月）

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

（該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「<—>」、見込みは「<-->」で示して下さい）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

様式第 12号の 1 (別紙)

(記載要領)

- 1 「1 - 1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載してください。
- 2 「1 - 1 事業の種類」の「関連事業等」とは、
 - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 3 「1 - 2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
「1 年前」から「3 年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前 3 事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）「申請日の属する年」から「3 年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする 3 事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2 (1)農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「2 (2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。
- 6 「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。
- 7 「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることです。）

様式第 12号の 2

農地法第 5 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書

年 月 日									
沖縄県知事		殿		願出人					
下記により、転用ための農地（採草放牧地）の買受適格証明書の交付を願出します。									
1 願出人の住所等	願出人	氏 名		年 令	職 業	住 所			
	譲受人								
2 証明を受けようとする土地の所在、地目面積、利用状況、高および耕作者の氏名	土 地 の 所 在				地 目		面積 ㎡	利用 状況	耕作者 氏 名
	市町村	大字	字	地 番	登記簿	現況			
	計 ㎡(田 ㎡ 畑 ㎡ 採草放牧地 ㎡)								
3 転用計画	(1) 転用の目的		1 .一般住宅 2 .農家住宅 3 .その他 ()		(2) 権利を移転しようとする事由の詳細				
	(3) 事業操業または施設の利用期間 年 月から 年間								
	(4) 転用事業の時期及び転用の目的に係る事業、または施設の概要		工事計画	名 称	棟数	建築面積	所要面積		
			土地造成						
			建 築 物						
工 作 物 計									
4 資金計画	工事費		万円 (自己資金		万円 借入金		万円)		
5 周辺への被害防除対策									
6 その他参考となるべき事項									
入札公告の内容	入札期間	年 月 日から				年 月 日			
	開札期日	年 月 日							
	売却決定日	年 月 日							
	事件番号	年 () 第 号							
上記 2 の農地につき、願出人は買受適格者であることを証明する。									
年 月 日									
沖 縄 県 知 事									

注 1) 本証明は発行の日より 1 年間有効とする。

注 2) 当願出に係る転用事業につき農地法以外の他法令の許認可が必要な場合、その許認可の見込みが得られない場合は、農地転用が許可されない場合がある。

様式第 12号の 3

第 年 月 号
日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名 印

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可を要する農地等
の買受適格証明願出書の進達について

みだしのことについて、別添のとおり証明の願出がありますので、意見を付して進達します。

様式第 13 号の 1

農地法第 条第 1 項の規定による転用許可指令書の証明願出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

譲受人 住所
氏名

譲渡人 住所
氏名

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で許可の通知を受けた指令書について、下記のとおり許可指令書の土地と分筆後の土地が同一であることを証明願います。

記

1 土地の所在及び面積

	土地の所在・地番	面 積
指令書の土地		
分筆後の土地		

2 願出の理由

3 添付書類

上記土地が同一であることを証する書面（登記簿謄本・公図）
許可指令書の写し

証明欄

願い出のとおり証明する。

年 月 日

沖縄県知事

様式第 13 号の 2

第 年 月 号
日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名 印

農地法第 条第 1 項の規定による転用許可指令書の
証明の願い出について（進達）

みだしのことについて、別添のとおり許可指令書の土地と分筆後の土地が同一であるこ
とについて証明を求める願い出がありましたので、下記のとおり意見を付して進達します。

記

意 見

証明を相当とする
（証明は相当と認められない）

様式第 13 号の 3

農地法第 条第 1 項の規定による転用許可指令書の訂正承認願出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

譲受人 住所
氏名

譲渡人 住所
氏名

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で許可の通知を受けた指令書の記載事項について、下記のとおり訂正することを承認願います。

記

1 土地の所在地番、面積

2 転用目的

3 訂正を必要とする事項

指 令 書 の 記 載	
訂正する記載事項	

4 願出の理由

5 添付書類

訂正を要することを証する書面(契約書等)

許可指令書の写し(朱書き訂正すること)

証明欄

願い出のとおり承認する。

年 月 日

沖縄県知事

様式第 13 号の 4

第 年 月 号
日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名 印

農地法第 条第 1 項の規定に基づく転用許可指令書の
訂正承認の願い出について（進達）

みだしのことについて、別添のとおり許可指令書の記載事項について訂正することの願い出がありましたので、下記のとおり意見を付して進達します。

記

意 見

訂正を相当とする
（訂正は相当と認められない）

年 月 日

沖縄県知事 殿

譲受人
住所
氏名

譲渡人
住所
氏名

農地法第 条許可指令書の内容証明願出書

下記の農地について、 年 月 日付沖縄県指令農第 号をもって
なされた農地法第 条の許可指令書を 農業委員会を経由して受領致しました
が、下記の理由により内容証明願いたく申請致します。

記

- 1 土地の所在地
- 2 面 積 m^2
- 3 転 用 目 的
(転用の場合のみ記入)
- 4 権利の移転等
(第 4 条の場合は記入不要)
- 5 理 由
- 6 必 要 部 数

第 4 条の場合は、上記の譲渡人・譲受人は申請人とする。

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名

印

農地法第 条許可指令書の内容証明願出書について（進達）

みだしのことについて、別紙のとおり農地法第 条許可書の内容証明願出書発行依頼がありましたので関係書類を添付し進達します。

記

- 1 許 可 日 年 月 日
- 2 指 令 番 号 沖縄県指令農第 号
- 3 譲 受 人 氏名
住所
譲 渡 人 氏名
住所
- 4 土地の所在地
- 5 面 積 m^2
- 6 転用目的
(転用の場合のみ記入)
- 7 権利の移転等
(第 4 条の場合は記入不要)
- 8 理 由

許可指令書の写しを添付。

第 4 条の場合は、上記の譲渡人・譲受人は申請人とする

農地法第 条許可指令書の内容証明

譲受人 住所

氏名

譲渡人 住所

氏名

上記の者は、下記内容につき、許可を得ていることを証明する。

年 月 日

沖縄県知事

記

1 許 可 地

2 許 可 年 月 日

3 権利の移転等
(第 4 条の場合は記入不要)

4 転 用 目 的
(転用の場合のみ記入)

第 4 条の場合は、上記の譲渡人・譲受人は申請人とする

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人 住所
氏名

申請人 住所
氏名

農地法第 条許可申請の取下げ願い

下記の許可申請については取り下げます。

記

1 申請年月日

2 土地の所在地

3 面積 m^2

4 取下げ理由

農政第 号

上記の願い出のとおり受理し、申請書類を返戻する。

年 月 日

沖縄県知事



番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名

農地法第 条許可申請の取下げ願いについて（進達）

みだしのことについて下記のとおり農地法第 条許可申請の取下げ願いがありましたので進達します。

記

- 1 申請人 住所
氏名
- 2 取下げ理由
- 3 進達年月日

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人 住所
氏名

申請人 住所
氏名

農地法第 条許可の取消し願い

下記の許可については取り消し願います。

記

- 1 許可年月日
- 2 指令番号
- 3 土地の所在地
- 4 面積 m^2
- 5 取消しを必要とする理由（くわしく）
- 6 添付書類 許可書（原本）
許可書が添付できない場合は、理由を記載すること。

沖縄県達農第 号

上記の願い出のとおり許可を取り消す。

年 月 日

沖縄県知事



（注）第 3 条・第 5 条の場合は、譲渡人・譲受人の連名ですること。

番 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名

農地法第 条許可の取消し願いについて（進達）

みだしのことについて下記のとおり農地法第 条許可の取消し願いがありましたので進達します。

記

- 1 申請人 住所
氏名
- 2 許可年月日
- 3 指令番号
- 4 土地の所在地
- 5 面積 m^2
- 6 転用（取得）目的
- 7 意見（くわしく）

（注）第 3 条・第 5 条の場合は、譲渡人・譲受人の連名ですること。

現況証明願

年 月 日

農業委員会会長 殿

願出人 住所
氏名

下記の土地は、次のとおり農地法の規定により転用許可を受け、又は転用許可を要しない事案に該当し、現況は、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明願います。

1 年 月 日付 沖縄県指令農第 号

2 転用目的

3 土地の表示

土地の所在 地番	登記簿地目	現況地目	面積 (m ²)	所有者

以下は記入しないで下さい。

上記願い出のとおり、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明する。

(上記願い出については、証明できません。)

年 月 日

農業委員会会長

印

非農地証明願

年 月 日

農業委員会会長 殿

願出人 住所
氏名

下記の土地は、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明願います。

1 土地の表示

土地の所在 地番	登記簿地目	現況地目	面積 (㎡)	所有者

.....

以下は記入しないで下さい。

.....

上記願い出のとおり、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明する。

(上記願い出については、証明できません。)

年 月 日

農業委員会会長

印

願 出 人	住 所					氏 名		
土 地 の 所 在								
地 目	登記簿			現 況			面積 (m ²)	
調 査 年 月 日	年 月 日							
調 査 員	委 員							
職・氏名・印	事務局							
土 地 の 状 況	表 土	浅い 深い ほとんどない 普通						
	土 質 等	マージ クチャ ニービ ジャーガル 岩 砂 コーラル敷 砂混じり 石混じり 湿地帯						
	形 状	平坦 傾斜地 (緩 急) 崖 窪地 台地 丘						
	位 置	高 低 平場						
	状 況	山林 (内 裾野 隣接) 樹木 (密 疎 無)、(高 普通 低) (種類 .) 雑草 (密 疎 無)						
	周 囲	畑 原野 山林 宅地 雑種地 その他						
	広 が り	広い 狭い (道路、崖、原野、山林、宅地、保安林、海岸、 その他) により区画されている						
	土地利用 計 画 等	農用地 農振 用 途 市 街 化 区 域 白地 地域内 調整区域内						
願い出人の 申し立て内容								
調査員の意見					証明相当 証明不可		取扱要領 該当項目	

現地確認の際の写真等を添付すること。

[illegible]

農地法第 18条第 1 項の規定による許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名

下記土地について賃借権の〇〇をしたいので、農地法第 18条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所	備 考
賃貸人			
賃借人			

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	利用状況	耕作 (利用) 年数
	登記簿	現況			

3 賃貸借契約の内容 別紙賃貸借契約書写しのとおり

4 賃貸借の〇〇をしようとする事由の詳細

5 賃貸借の〇〇をしようとする日 年 月 日

6 土地の引渡しを受けようとする時期 年 月 日

7 賃借人の生計 (経営) の状況及び賃貸人の経営能力

(1) 土地の状況

	農 地 の 面 積									採草放牧地の面積			備 考	
	自 作 地			借 入 地			貸 付 地			貸付地以外 の所有地	借入 地	貸付 地		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計					
賃貸人													山林 宅地	a ㎡
賃借人													山林 宅地	a ㎡

(2) 土地以外の資産状況

項 目		賃 貸 人	賃 借 人
所有大農機具の 種類とその数量	種 類		
	数 量		
飼養家畜の種類 とその頭羽数	種 類		
	数 量		
そ の 他			
固 定 資 産 税 額			
市町村民税の所得決定額			

(3) 世帯員等（構成員）の状況

	世帯員等 （構成員） （15歳以上） の も の 氏 名	性 別	年 令	世帯員（構成員）就業等の状況（○印を付す）					備 考
				農 業 従事者	農業以外の 業務を兼ね るもの	農業外 の職業 従事者	農地法第 2条第2 項該当者	常 時 出稼者	
賃貸人									年雇（常雇） 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員 （構成員） 男 人、女 人
賃借人									年雇（常雇） 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員 （構成員） 男 人、女 人

8 賃借権の解約に伴い支払う給付の種類等

土地の別		離 作 料 支給土地 の 面 積	毛 上 補 償		離 作 補 償		代 地 補 償		備 考
			10a 当り	総量	10a 当り	総量	地目	面積	
農地	田								
	畑								
採草放牧地									

9 信託事業に係る信託財産

--

(記載要領)

- 1 本文、記の4及び5には、「解除」等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「申請者」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載してください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式どおり「別紙賃貸借契約書写しのとおり」と記載し、賃貸借契約書の写しを添付しますが、賃貸借契約のない場合には賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃(借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記します。)土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約の内容につき詳細に記載してください。
- 5 記の7(2)は、現に使用等しているものについて記載し、その性能等をできる限り詳細に記載してください。また法人にあっては固定資産税額、市町村民税の所得決定額は、法人について課される額を記載し、その他として法人税、事業税について記載してください。
- 6 記の9は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引き受け前から既に終了していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行なった年月日及び信託契約終了年月日を記載してください。

農地法第 18条第 1 項許可申請に係る農業委員会意見書

年 月 日

農業委員会（知事受付 年 月 日 号）

土地区分	農 地	採草放牧地	申請提出期限当否判定	申請受付		年 月 日		市町村農業委員会の見解	決定・ 年 月 日		
				相手方通知予定		年 月 日			却 下	不許可	
目的区分	耕作目的	転用目的		契約期間満了		年 月 日			第 2 項第 1 号該当		
申請区分	合 意	賃 貸 人		賃 借 人	土地引渡希望		年 月 日		第 2 号 該当	第 4 条 第 5 条 意見提出 令和 年 月 日 意見書第 号	
解除					期間の定め のあるもの		同左一時賃貸				期間の定め のないもの
解約				当	否	当	否	第 4 号 該当			
更新拒絶								第 5 号 該当			
条件を変更しなければ更新拒絶								無条件許可			
								条件付許可			

第 18 条 第 2 項 該 当 審 査 事 項			申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見
	第 1 号				
	第 2 号				
	第 3 号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか			
		賃貸人は第 3 者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか			
	第 4 号	農地所有適格法人の要件を欠いていないか			
		賃貸人は第 3 者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか			
賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか					
第 5 号					
(備 考)					

意見決定の理由、許可の場合の条件	意見決定上問題となった事項	知 事 の 決 定 年 月 日 (指令第 号)			
		許 可	無条件	却 下	不許可
		一部許可	条件付		
		指 令 接 受 年 月 日			
		本 人 通 知 年 月 日			

都道府県農業会議の見解

(記載要領)

- 1 「土地区分」「目的区分」「申請提出期限」「農業委員会の意見」欄については該当するものに○を付し、申請区分については該当欄に○を付す。
- 2 「第18条第2項の該当審査事項」の「備考」欄には、申請当事者の一方が農地所有適格法人である場合には、当該農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった年月日又は賃貸人が農地所有適格法人の構成員でなくなった年月日若しくはその常時従事者でなくなった年月日を、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日を、またその賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存在していた場合には、その賃貸借の開始年月日、当該農地について信託契約を行った年月日及び信託契約終了年月日を記載する。

様式第 16号の 3

農地法第 18条第 1項の規定による許可申請に係る許可指令書

指令第

号

年 月 日

住 所

氏 名

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けをもって農地法第 18条第 1項の規定による許可申請のあった農地（採草放牧地）の賃貸借の〇〇については、下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住 所

氏 名

賃借人 住 所

氏 名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

3 条件

(記載要領)

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 不許可又は却下をする場合には、様式本文中「下記により許可します。」とあるのを、「下記理由により許可しません。」又は「下記理由により却下します。」とし、その理由を記載する。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、沖縄県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において県を代表する者は沖縄県知事となります。）処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第 18条第 1 項第 4 号（第 5 号）の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名

下記農地（採草放牧地）について、農地法第 3 条第 3 項の規定の適用を受けて同条第 1 項の許可を受けて設定された賃借権（農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって同法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者に設定された賃借権）を解除するので、同法第 18 条第 1 項第 4 号（第 5 号）の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (m ²)	備 考
	登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 解除しようとする賃貸借の目的となっている土地が適正に利用されていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

年 月 日

6 土地の引渡し of 時期

7 その他参考となるべき事項

様式第 16号の 4

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 記の 2 の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長 印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第 18条第 1 項第 4 号（第 5 号）の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日

年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、沖縄県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において県を代表する者は沖縄県知事となります。）処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第 18条第 6 項の規定による通知書

農業委員会会長 殿

年 月 日

通知者 (賃貸人) 住所
氏名
(賃借人) 住所
氏名

下記土地について賃貸借の〇〇をしたので、農地法第 18条第 6 項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第 18条第 1 項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

賃貸借の解約の申入れをした日	年	月	日
賃貸借の更新拒絶の通知をした日	年	月	日
賃貸借の合意解約の合意が成立した日	年	月	日
賃貸借の合意による解約をした日	年	月	日

6 土地の引渡し of 時期

7 その他参考となるべき事項

様式第 16号の 6

(記載要領)

- 1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の 3 の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書の写しのとおり記載し、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 4 記の 5 の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。

遊休農地の有効利用を進めるための調査個表

～ 利用状況調査の実施に係る確認項目 ～

本調査は、利用状況調査の実施と合わせて行い、遊休農地と判定された農地が、中間管理機構で借受け可能か否かの判断を行うにあたり、参考とするものである。

本調査表の記載に当たって、記載者がその内容について、責任を負うものではない。

< 基本情報 >

対象農地の地番	
土地改良事業の有無	☐ 整備済 ☐ 未整備
農業振興地域内の区域	☐ 地域内・白地 ☐ 地域内・青地

< 確認項目 >

項 目	設問	判定基準	チェック後の対応
1.調査の立入り	1-1	☐ 立入りが不可能	チェック終了
	1-2	☐ 立入りが可能	「2」へすすむ
2.利用状況の分類	2-1	☐ 耕作されている又は見込まれる	チェック終了
	2-2	☐ 再生が相当困難な農地 (森林化等)	
	2-3	☐ 1号遊休農地 (耕作されておらず、引き続き耕作される見込みのない農地)	「3」へすすむ
	2-4	☐ 2号遊休農地 (利用状況が粗放的な農地・荒し作り)	
3.遊休農地の状況	3-1	☐ 下記のいずれかに該当 ☐ 進入路がない ☐ 排水性等は場条件が悪い ☐ 廃棄物等がある	チェック終了
	3-2	☐ 上記に該当しない農地	「4」へすすむ
4.遊休農地の状況	4-1	☐ 白地にある独立した農地でかつ近隣の農地を含め、まとまった利用が見込めない農地	チェック終了
	4-2	☐ 上記に該当しない農地	「5」へすすむ
5.借受見込のある遊休農地の状況	5-1	☐ 荒廃の程度が軽度 (ロータリ等で整地が可)な農地	「6」へすすむ
	5-2	☐ ススキや低木等が散在する農地	
	5-3	☐ 農地全面がススキや低木等に覆われた農地	
6.遊休農地の境界	6-1	☐ 不明瞭	チェック終了
	6-2	☐ 明瞭 (目視により杭・植物等で境界の確認が可能な場合も含む)	

「白地」・・・農業振興地域内であつ、農用地区域外にある農地。

利用意向調査書

年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第 32 条第 1 項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」に必要事項を記入の上、○月○日（注）までに同封の返送用封筒にて返送してください。

（注）発出から 1 か月以内の範囲で設定すること。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 利用状況

3 留意事項

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第 36 条の規定に基づき農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので、留意願います。

なお、当該勧告にも応じなかった場合には、都道府県知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。また、勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなります。

(1) 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して 6 月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。

(2) 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して 6 月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき。

(3) 農業上の利用を行う意思がないとき。

(4) 本通知発出日から起算して6月を経過した日においても意思の表明がないとき。

なお、上記に該当する場合でも、その農地が農業振興地域外である場合や、正当の事由があるとき（農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程において定められた基準に適合しない旨の通知があった場合等）は、この限りではありません。

（記載要領）

1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。

2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

（備考）

1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。

2 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

農地における利用の意向について

年 月 日

住所
氏名
電話番号

下記の農地について以下のとおり利用します。
なお、本日から 6 月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 39 条第 1 項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権等の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

記

農地の所在等と利用の意向

所在・地番	地目	面積（㎡）	利用の意向（以下の選択肢の番号（ ）の場合は、意向の具体的内容）を記入）

【農地の利用の意向の選択肢】

- 当該農地について、農地中間管理機構（機構名：○○）が行う農地中間管理事業を利用します。（注 1）
- 当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。
- 自ら耕作します。
- その他

（注 1）農業振興地域内の農地についてのみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

（記載要領）

- 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載して下さい。

（備考）

- 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。
- 農地の所在等と利用の意向欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

公 示

下記農地は農地法第 32条第 1 項第○号又は第 33条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

年 月 日

農業委員会会長

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条 項等	農地の所有 者等の情報

農地法第 32条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 32条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 32条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 6 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して 6 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

（記載要領）

- 1 記の 1 の「農地法第 32条又は第 33条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第 32条第 1 項各号又は同法第 33条第 1 項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の 1 の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。

公示した旨の通知

年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

下記農地は、○年○月○日付けで行った利用状況調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ものと判断がなされました。
しかしながら、当該農地の所有権又は所有権以外の権限について2分の1を超える持ち分を有する者を確知できなかったため、別添のとおり公示しましたのでその旨通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条 項等	農地の所有 者等の情報

農地法第 32条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
農地法第 32条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地
農地法第 33条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示があった日から起算して6月以内にその農地又はその農地について、申出がなかった場合には、農地法第 41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 32条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがありますので、申し添えます。

（記載要領）

- 1 下線部について、公示した農地が農地法第 33条第 1 項に該当する場合は、「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、農地法第 33条第 1 項に該当する農地」と記載する。
- 2 記の 1 については公示内容に準じて記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

農地法第 32条第 3 項に基づく申出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：
氏名：

農地法第 32条第 3 項の規定に基づき、下記農地の所有者等であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 権限を証する書類（別添）

- (1)
- (2)
- (3)

（記載要領）

- 1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 4 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

農地法第 41条第 1 項に基づく通知

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

農地法第 32条第 3 項（同法第 33条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示した下記農地について、所有者等からの申出がなかったため、同法第 41条第 1 項に基づき通知します。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条該当条項 等	農地の所有 者等の情報

農地法第 32条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

（記載要領）

- 1 「農地法第 32条又は第 33条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第 32条第 1 項各号又は法第 33条第 1 項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

利用権の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者名

農地法第 41条第 1 項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定を申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 その他参考となる事項

（記載要領）

- 1 記の 1 の「所有者等の情報」欄には、農地法第 41条第 1 項の規定に基づく農業委員会からの通知（様式第 17号の 6 ）の情報等を記載する。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

措置命令書

番 年 月 日

住所

氏名 殿

市町村長

下記の農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第 42 条第 1 項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する 権利の種類	備考

2 講ずべき支障の除去等の措置の内容

3 命令の履行期限
年 月 日

4 命令を行う理由

（留意事項）

- 1 命令の履行期限までに支障の除去等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないときは、当職において支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収する場合があります。
- 2 本命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます（農地法第 66 条）。

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町村長に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団

である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地法施行規則第 78条第 2 号に基づく申出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の農地について、農地法施行規則第 78条第 2 号の規定に基づき、耕作の事業の継続が困難であって、農地法第 33条第 2 項において読み替えて準用する農地法第 32条第 3 項の規定による公示が必要である旨を申し出ます。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	登記名義人 （ 1 ）	登記名義人と申請者 との関係 （ 2 ）

（注）（ 1 ）（ 2 ）については分かる範囲で記載して下さい。

相続人関係図等を添付することも可能です。

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

（備考）

- 1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 「農地法第 33条第 2 項において読み替えて準用する農地法第 32条第 3 項の規定による公示」とは、当該農地について、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等（その農地が相続等により共有状態になっている場合には、2 分の 1 を超える持分を有する者）を確知することができないときに、その旨を公示するものです。

この公示によっても所有者等が確知することができない場合には、都道府県知事の裁定を経て、農地中間管理機構が当該農地の利用権を取得することがあります。

農地法施行規則第 78条第 3 号に該当する旨の通知

年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者名

下記農地について、農地法施行規則第 78条第 3 号に該当することから通知します。

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

2 農地中間管理権の内容

内容	始期	終期	所有者の住所・氏名・電話番号

3 その他参考となるべき事項

（留意事項）

この通知を受けた農業委員会は、「農地法の運用について」第 3 の 3 の (3)のアの (ア)による調査を実施し、その結果、所有者又はその相続人を確知できない場合は、農地法第 33条第 2 項において読み替えて準用する法第 32条第 3 項の規定による公示を実施すること。

（記載要領）

記の 3 の「その他参考となるべき事項」には、農地中間管理機構を設定した農地の所有者又はその者が死亡している場合はその相続人との連絡状況や、農地中間管理機構が行ったそれらの者の居所・所在の調査の内容等、農業委員会が「農地法の運用について」第 3 の 3 の (3)のアの (ア)による調査を行う際に参考となるべきことを記載する。

農地法第 35条第 1 項に基づく通知

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

農地法第 35条第 1 項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 所有者等の連絡先

住所：
電話番号：

（記載要領）

- 1 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 「所有権以外の権利に関する事項」については、所有権以外の権原が設定されている場合に記載する。「内容」欄には、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載する。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

勧告書

年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

農地法第 36条第 1 項の規定に基づき、下記の農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきことを勧告します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第 36条第 1 項第 〇号に該当します。

3 農地中間管理機構の連絡先

農地中間管理機構名：
住所：
電話番号：

（留意事項）

勧告があった日から起算して 2 月以内に農地中間管理機構との協議が整わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構が都道府県知事に対し、上記農地について農地中間管理権の設定に関し、裁定を申請することがあることを申し添えます。

この勧告に対する問い合わせ先は次のとおりです。

農業委員会の連絡先
電話番号：
担当者名：

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 記の 2 の「勧告の理由」については、当該農地に対してこれまで実施した利用状況調査や利用意向調査の概要やそれに対する所有者等の対応状況等、勧告に至る経緯を具体的に記載すること。

農地法第 36条第 1 項に基づく勧告を行った旨の通知書

年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿
(農地の所有者氏名 殿)

農業委員会会長

下記農地の所有権等に対して、農地法第 36条第 1 項の規定に基づき勧告したので、同条第 2 項に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	所有者等の住所・氏名・電話番号

2 農地中間管理機構は、上記農地の所有者等に連絡してください。

3 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 記の 1 の農地の所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 農地の所有者あてに通知する場合は、記の 2 を削る。
- 3 記の 3 の「その他参考となるべき事項」には、勧告書の内容、土地の状況を記載する (必要に応じて図面、写真等を添付) 。

農地中間管理権の設定に関する裁定の申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者名

年 月 日に、農地法第 36 条第 1 項に基づき農地中間管理権の取得に関し勧告が行われましたが、2 月以内に勧告を受けた者との協議が調わなかった（又は協議を行うことができなかった）ので、同法第 3 条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所・氏名

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

5 その他参考となる事項

（記載要領）

所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について

年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）では、遊休農地又はそのおそれのある農地であって、農地法第 32 条第 3 項の規定による探索を行ってもなお所有者等（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について 2 分の 1 を超える持分を有する者）が確知できない場合には、農業委員会による公示、都道府県知事による裁定を経て農地中間管理機構に利用権を設定することが可能となる措置が講じられています。

下記の農地については、所有者等を直ちに確知することができなかったことから、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 20 条において準用する同令第 18 条に基づき、不確知所有者等に関する情報の探索を行いました。その結果、貴殿が当該農地に関する所有者等の権利の共有持分を有する可能性があることが分かったことから本書類をお送りしております。

つきましては、貴殿が所有者等の共有持分を有する場合には、その旨を別紙により○月○日（ ）までに御返信ください（期日までに御返信がない場合には確知できなかったものとして取り扱わせていただきます）。

なお、本書類による探索を行ってもなお 2 分の 1 を超える持分を有する者が確知できない場合には、農地法第 32 条の規定に基づく公示、第 41 条に基づく知事の裁定を経て最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される可能性があります。

また、本探索によって 2 分の 1 を超える持分を有する者が確知できた場合には、確知できた所有者等に対し、農地法第 32 条に基づく利用意向調査を行うこととなります。

記

[農地の所在等]

農地の所在・地番	地目	面積（㎡）

（備考）

- 1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 については、書面の送付後 2 週間を経過した日を記載してください。

所有者を確知できない遊休農地等の所有者の探索について（回答）

年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿

住所：
氏名：

私は、〇年〇月〇日付で〇〇農業委員会会長から照会があった下記農地について、所有者等の共有持分を有する者であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

農地の所在・地番	地目	面積（㎡）

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

和解の仲介申立書

年 月 日

農業委員会 御中

申立人 住所
氏名

- 1 相手方の住所及び氏名
- 2 紛争に係る農地等の表示

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		

- 3 申立ての趣旨
- 4 紛争の経過の概要
- 5 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 和解の結果によっては利害関係を有する者が生ずることがあるので、このような利害関係を有する者があると考えられる場合には、その者の氏名及び住所（法人である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに利害関係を 5 の「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

様式第 18 号の 2（和解の仲介関係）

和 解 の 仲 介 申 立 調 書

年 月 日

- 1 申立ての年月日
- 2 申立人の住所及び氏名
- 3 相手方の住所及び氏名
- 4 紛争に係る土地の表示
- 5 申立ての趣旨
- 6 紛争の経過の概要
- 7 その他参考となるべき事項

以上は、申立ての内容に相違ありません。

申 立 人

住所
氏名

印

調書作成者

氏名

印

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

和解の仲介の開始通知書

年 月 日

申立人（被申立人） 住所
氏名 殿

農業委員会会長 印

下記 1 に記載する和解の仲介の申立てに係る紛争事件について、その和解の仲介を行なうこととし、農地法第 25 条第 2 項の規定に基づきその仲介委員を下記 2 のとおり指名したので通知します。

なお、今後、この事件に係る仲介手続きは、同法第 25 条第 2 項の規定により仲介委員が行なうこととなりますから、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人	氏名
被申立人	氏名

2 指名した仲介委員の氏名

農業委員	氏名
〃	氏名
〃	氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介の開始通知書

番 年 月 号 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長 印

下記 1 に記載する和解の仲介の申立事件について、その和解の仲介を行なうため、下記 2 のとおり仲介委員を指名したので、通知します。

記

1 事件名及び当事者の氏名

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人	氏名
被申立人	氏名

2 指名した仲介委員の氏名

農業委員	氏名
〃	氏名
〃	氏名

3 紛争の概要

(別紙申立書写しのとおり)

4 その他参考となるべき事項

(記載要領)

法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

和 解 の 仲 介 の 申 出 書

番 年 月 号 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長 印

下記 1 に記載する和解の仲介の申立事件については、下記 2 の理由により当農業委員会において和解の仲介を行なうことが困難（不適當）と認められるので、貴職において、和解の仲介を行なわれたく、申立書を添え、農地法第 25 条第 1 項ただし書の規定による申出をします。

記

1 事件名及び当事者の氏名

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申 立 人 氏名

被申立人 氏名

2 申出をする理由

3 その他参考となる事項

（記載要領）

- 1 申立書又は申立調書及び申立人の同意書を添付する。
- 2 法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

様式第 18 号の 6（和解の仲介関係）

和解の仲介期日等の通知書

年 月 日

申立人（被申立人、参加人）住所
氏名

殿

農業委員会

仲介委員 氏名

印

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件（申立人〇〇、被申立人〇〇）に係る和解の仲介を、下記により行ないますので、御出頭願います。

なお、やむをえない理由により当日出頭出来ないときは、代理人を出頭させることも可能ですが、この場合には代理権を証する書面を提出してください。

記

- 1 和解の仲介の期日
年 月 日 時より
- 2 和解の仲介を行なう場所
- 3 その他必要な事項

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式第 18 号の 7（和解の仲介関係）

和解の仲介の打切決定通知書

年 月 日

申立人（被申立人、参加人）住所
氏名

殿

農業委員会
仲介委員 氏名 印

下記に記載する和解の仲介事件について、和解の仲介を行なってきましたが、当事者間に相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないと認められるので、和解不成立として事件を打ち切ることに決定しましたので、通知します。

記

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人	氏名
被申立人	氏名
参加人	氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介申立ての取下通知書

年 月 日

被申立人（参加人） 住所
氏名

殿

農業委員会

仲介委員 氏名

印

下記に記載する和解の仲介事件について、その申立人から和解の仲介の申立ての取下げ
がありましたので、通知します。

記

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申 立 人 氏 名

被申立人 氏 名

参 加 人 氏 名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の
氏名をそれぞれ記載する。

和 解 の 仲 介 結 果 通 知 書

番 年 月 号 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長 印

下記 1 に記載する和解の仲介の申立事件について、和解の仲介が終了したので、その結果を通知します。

記

1 事件名及び当事者の氏名

〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申 立 人	氏名
被申立人	氏名
参 加 人	氏名

2 和解の仲介の終了の期日

年 月 日

3 和解の仲介結果

和解成立（又は和解不成立若しくは取下げ）

（記載要領）

- 1 当事者が法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 和解成立の場合には、和解調書の写しを添付する。

様式第 18号の 10(和解の仲介関係)

事 件 番 号	年仲介第 号
申 立 年 月 日	年 月 日
事 件 名	
申立人の住所氏名	
被申立人の住所氏名	
参加人の住所氏名	
仲 介 委 員 の 氏 名	
仲 介 の 結 果	年 月 日 ○ ○
備 考	

(記載要領)

- 1 事件番号は、暦年ごとに一連番号とする。
- 2 事件名は、その申立ての趣旨により「貸付地返還請求事件」「耕作権確認請求事件」等と記載する。
- 3 「仲介の結果」欄には、仲介終了の年月日とその結果を、「和解成立」、「和解不成立」及び「取下げ」の区分により記載する。
- 4 その申立てに係る紛争が農地法第 25条に規定する要件を欠くと認められ、農業委員会会長が仲介を行なわない旨を決定したときは、「仲介の結果」欄に、その決定の年月日及び「却下」と記載する。
- 5 農業委員会が都道府県知事に対して農地法第 25条第 1 項ただし書の申出をしたときは、「仲介の結果」欄に、その申出の年月日及び「知事へ移送」と記載する。
- 6 仲介委員の交替、仲介途中において「知事へ移送」したときには所要事項を「備考」欄に記載する。

様式第18号の11(和解の仲介関係)

和解の仲介記録簿

1 事件の概要

事 件 番 号	年 仲介第 号
申 立 年 月 日	年 月 日
申立人の住所及び氏名	住所 氏名
相手方の住所及び氏名	住所 氏名
紛 争 の 概 要	

2 申立に対する処理

受 理	当事者への開始通知	年 月 日		
	知事への開始通知	年 月 日		
	仲 介 委 員 名	(仲介主任)		
知事への申出	申出年月日	年 月 日	理由	
却 下	理 由			

3 仲介の経過

期日・場所	出 席 者		仲 介 の 概 要
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員		
	当 事 者	申 立 人 相 手 方	
	利 害 関 係 人		
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員		
	当 事 者	申 立 人 相 手 方	
	利 害 関 係 人		

年 月 日 (場 所)	仲 介 委 員			
	当 事 者	申 立 人		
		相 手 方		
利 害 関 係 人				
年 月 日 (場 所)	仲 介 委 員			
	当 事 者	申 立 人		
		相 手 方		
利 害 関 係 人				

(小作主事が意見を求めた場合のみ)

4 小作主事の意見

意 見 聴 取 年 月 日	年 月 日	
小作主事の所属氏名		
意 見 方 法	口頭・書面・その他	
意 見 要 旨		

5 仲介結果

和解成立・和解不成立・取下	内 容	
---------------	-----	--

6 知事への結果通知年月日 年 月 日

(記載要領)

- 1 1の「事件の概要」を申立書で代える場合は、事件番号のみ記載する。
- 2 2の「申立に対する処理」が「知事への申出」及び「却下」の場合は、3以下の記載は不要である。
- 3 4の「小作主事の意見」は、書面により意見が述べられたときは、記載を省略して差し支えない。なお、意見書を本記録簿に整理して保管する。

和 解 の 仲 介 の 開 始 通 知 書

番 年 月 号 日

申立人 (被申立人) 住所 殿
氏名

沖縄県知事 印

〇〇農業委員会から申出のあった下記 1 に記載する和解の仲介事件について、農地法第 28 条第 2 項の規定に基づき、担当小作主事を下記 2 のとおり指定して和解の仲介を行なわせることとしましたので、通知します。

なお、今後の仲介手続は担当小作主事が行なうこととなりますので、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名

〇〇年〇〇県仲介第〇〇号〇〇請求事件

申 立 人 氏名
被申立人 氏名

2 指定した担当小作主事の氏名

小作主事 氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式第 18 号の 13(和解の仲介関係)

和 解 調 書

申 立 人 住 所
氏 名
被申立人 住 所
氏 名
参 加 人 住 所
氏 名

上記当事者間の ○○年○○県仲介第○○号○○請求事件について 年 月 日
午前(午後) 時に において

仲介主任 仲介委員 氏 名
" 氏 名
" 氏 名

○○○農業委員会
事務局 氏 名

が出席のうえ、仲介を行ったところ

申 立 人
被申立人
参 加 人

がそれぞれ出頭し、当事者双方は下記のとおり和解した。

和 解 条 項

- 1
- 2
- 3
- 4

以上の事項を関係人に読み聞かせたところ承諾した。

年 月 日

○○○農業委員会
仲介主任 仲介委員 氏 名
" 氏 名
" 氏 名
申 立 人 氏 名
被申立人 氏 名
○○○農業委員会
事務局 氏 名

違反事案処理簿

(様式第19号の1 - 違反転用者の住所・氏名(又は名称及び代表者)・職業)

違反転用に係る土地										土地の所有者				違反転用の内容	違反転用の調査(発見)年月日	違反転用の発生日年月日	他の違反法令名
土地の所在		地番	登記簿	地目	面積(㎡)	氏名	住所	職業									
関係者の種類 一般 承継人 転得者 工事 請負人 工事 下請人	氏名及び 名称	住所	職業	違反転用に至るまでの経過		付近の農林水産業 生活環境への影響	土地利用計画 との関係	農業委員会が取った措置		違反事案報告書 県への報告年月 日(記号)	県の受理年月日 (記号)						
県や市町村がとった措置 処分の経過内容																	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	

(様式第 1 9 号の 1)

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

違反転用行為の (1 勧告書

〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 号
〇 年 〇 月 〇 日

違反者 住所
氏名

〇 〇 市 (町村) 農業委員会会長 印

貴殿は、農地法第〇条第〇項の規定に違反して下記表示の転用行為を行っているので、ただちにこれを (1 し、) 〇 〇 日以内に (するよう勧告する。

なお この違反行為について、知事へ報告し、農地法に基づき処分若しくは命令を受けるほか、刑事訴訟法に基づき告発されることがあるので、念のため申し添える。

- 1 是正、中止、原状回復等必要な勧告内容を記載する。

記

1 土地の所在地番、面積 (㎡)

2 登記簿地目、現況地目

3 違反転用行為の内容面積 (㎡)

違 反 転 用 事 案 報 告

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

沖縄県知事

殿

市 (町村) 農業委員会 会長

農地法第 5 条第 1 項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調 査 年 月 日	年 月 日		違反転用発生年月日		年 月 日							
違反転用の内容												
違反転用に関係する土地の所在等	土地の所在	地番	地 目		面積 (m^2)	土地の所有者			土地の所有者			
			登記簿	現況		氏 名	住所	職業	氏 名	住所	職業	
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	関 係 者 種 類		氏名及び名称			住所			職業		備考	
	一 般 承 継 人											
	転 得 者											
	工 事 請 負 人											
	工 事 下 請 人											
転用可処分 の 内 容	許 可 年 月 日											
	許 可 権 者											
	許 可 に 係 る 転 用 目 的											
	許 可 に 付 し た 条 件											
	許可を受けた転用事業者の氏名・住所及び職業		氏 名	住 所			職 業					
違反転用に至るまでの経過												
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況												
違反転用に関し、他の法令等により許可等を要する場合はその手続等の状況												
土地利用計画との関係	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。)											
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積			施行時期					
関係者からの事情聴取の内容												
農業委員会のとった措置												
農業委員会の意見												
その他参考となるべき事項												

第 号
年 月 日

沖縄県知事

殿

〇〇市 町村 農業委員会 会長 氏 名 印

違反転用事案に係る勧告（命令）の履行完了にて

年 月 日付〇〇第 号（〇〇第 号）による勧告（命令）について、現地調査等の結果、勧告（命令）が完全に履行されていることを確認しましたので報告します。

勸 告 書

農 政 第 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

違反転用者住所

違反転用者名

沖縄県知事 氏 名 印

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、○年○月○日までに工事その他の行為を停止してください。(又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。)

期日までにこれに応じない場合には、同項による処分(命令)を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)
			公簿	現況	
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由					

- 1 この通知書の中止(原状回復)勧告の履行完了したときは遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出ること。
- 2 この通知書の中止(原状回復)勧告の履行を求められた期間内に完了できなかったときは、その理由及び勧告の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出すること。
- 3 この通知について不明な点は農林水産部農政経済課又は○○農林水産振興センター(○○○-○○○-○○○○)に連絡すること。

通 知 書

第 号
○年○月○日

違反者住所

氏 名 殿

沖縄県知事 氏 名 印

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第○号の規定に掲げ者に該当し、○年○月○日付け農政第○○号にて、勧告を行ったところであるが、これに応じないため、同条の規定により下記のとおり、処分又は命令をする方針であり、聴聞を行うので出頭されたい。

分及び命令等の内容と根拠法令：

分及び命令等の履行期限：

及び命令を行う理由：

聞の日時及び場所：

当部署 住所 ○○課 担当 ｔel: ○ FAX: ○

違反行為に係る 土地の所在、地 番、地目、面積又 は建築物等	土地又は建築物 等の所在	地番	地 目		面積	建築物等	
			登記簿	現況		棟数	面積
					m ²	棟	m ²
法第51条第頁 に該当する内容 及びその理由							

(教示)

1. 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)提出し、又は聴聞の期日へ出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2. 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

通 知 書

第 号
○年○月○日

違反者住所

氏 名 殿

沖縄県知事 氏 名 印

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第○号の規定に掲げ者に該当し、○年○月○日付け農政第○○号にて、勧告を行ったところであるが、これに応じないため、同条の規定により下記のとおり、処分又は命令をする方針であるので、これに対し意見があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して○日以内に弁明書及び当該主張に係る証拠書類を下記担当者まで提出し、~~その~~事情を弁明されたい。

記

分及び命令等の内容と根拠法令：

分及び命令等の履行期限：

及び命令等を行う理由：

出先 提提先住所 ○○課 担当 tle:○ FAX○○

違反行為に係る土地の所在、地番、地目、面積又は建築物等	土地又は建築物等の所在	地番	地 目		面積	建築物等	
			登記簿	現況		棟数	面積
					m ²	棟	m ²
法第51条第項に該当する内容及びその理由							

処 分 書

沖縄県達農第 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

違 反 転 用 者 名 殿

沖縄県知事 氏 名 印

農地法第 5 条第 1 項の規定により次のとおり処分します。

処 分 の 内 容	年 月 日付け沖縄県指令農第 号で行った○○市(町)の ○○××番地の土地(m ²)に係る農地法第 4 条第 1 項(又は第 5 条第 1 項) による許可処分は、これを取り消す。
処 分 を 行 う 理 由	

命 令 書

沖縄県達農第 号
。 年 。 月 日

違反転用者住所
違反転用者名

沖縄県知事 氏 名 印

農地法第 5 条第 1 項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は 講ずべき原状回復等 の措置の内容	
原状回復等の措置の 履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは遅滞なくその旨を書面より農業委員会を経由して当職へ届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期間までに完了することができなかったときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を経由して当職へ提出してください。
- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第 5 1 条第 3 項の規定に原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿（御社）から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなすため、原状回復等の措置の履行期限」欄は記載する必要はない。
- 2 (留意事項) は、原状回復等の措置を命ずる旨の命令を行う場合に記載する。

〔 教 示 〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が法人その他社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）に記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

指定市町村や、権限委譲を受けた市町村にあっては、下線の部分は、「県」は、「市町村」、「県知事」は「市町村長」記載すること。

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第25第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19号第2各号に掲げる事項（審査請求人が法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第2項の親筆2により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

指定市町村にあつては、下線の部分は記載しないこと。なお、指定市町村にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「県知事」「県」は「市町村」「県知事」は、「市町村長」記載すること。

第 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

沖縄県知事

殿

違反者住所

違反者氏名

印

違反転用事案に係る勧告（命令）の履行状況について報告）

○○年○月○日付け第○号にて、本市（町村）字○○××番地における農地法第○条第1項違反の転用行為に係る指導勧告（命令）について、その履行状況を下記のとおり報告します。

記

1 勧告（命令）の履行状況

2 完全履行の今後の見通し等参考となるべき事項